

上下水道課 水道メーターの交換に協力をお願いします

皆さんのご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき、8年以内で交換する必要があります。上下水道課では、計画的に交換しています。ご協力をお願いします。交換費用は無料です。

メーターの交換作業に際しては事前に「水道メーターの交換のお知らせ」を郵便でお送りします。交換作業は、そのお知らせに記載された委託業者が行います。

交換作業実施に伴い一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合があります。透明度を確認した後ご使用ください。

ご不在の場合でも交換させていただきます。ご不明な点は、上下水道課へお問い合わせください。

委託業者が行うメーターの交換作業で、交換費用を請求することは一切ありません。問合せ 上下水道課 管理担当 ☎62-0728

上下水道課 水道の漏水にご注意ください

・夜、水の音がする
・排水のほかに水が出ている
・水道使用量が顕著に増えた
このようなときは、地下や床下で水漏れしている可能性があります。翌検針日までは、約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し、料金も高額になってしまいます。

漏水の確認方法

家中の蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット（写真参照）が回っていないか確認してください。少しでも回っている場合は漏水です。



【修理のご案内】お客様が、町指定の給水装置工事業者に直接連絡し、修理を依頼してください（修理費用は、お客様負担となります）。水道メーターから水道蛇口等

までの間で漏水しますと、給水装置の管理はお客様が行なうため、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

水道料金の軽減制度

宅地内の漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。

※軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけはありません。

※この制度を受けることができないのは、同一給水装置所在地で同一箇所において年度内に一度限りです。

軽減の対象となる漏水

○軽減の対象となる漏水
発見困難な地下漏水
○軽減の対象とならない漏水
・事実が容易に確認でき、かつ事実を知りながら放置した漏水

・過去に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地での漏水（年度内）

○町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水

○軽減の対象期間
漏水していた期間のうち、漏水量の最も多い1定期検針分について軽減対象とします。
○軽減となる水道料金の算出
軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1/2相当分の水道料金

軽減申請書の提出

申請用紙は上下水道課にあります。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明をしてもらい、提出してください。

軽減決定の通知

申請書提出後、調査の結果が決定した場合、通知は給水装置使用者宛に送付されます。水道料金の軽減についてご不明な点は、上下水道課へお問い合わせください。

問合せ 上下水道課 管理担当 ☎62-0728

上下水道課 下水道施設は大切に使いましょう

下水道に流してはいけないもの

下水道は、下水管に集めた汚水処理場で浄化し、河川に放流しています。

下水管が詰まる原因となるもの、下水処理水の質を悪化させるものは流さないようにしましょう。

《下水道を末永く使うために》
●野菜くず・残飯・髪の毛・石鹸などの固形物を流さない
排水管や下水管が詰まり、悪臭や排水不良の原因となります。

必要以上の洗剤を使用しない

・流さない
下水処理水の質を悪化させる原因となります。

天ぷら油などの廃油を流さない

下水管の中で固まって管を詰まらせたり、処理場の働きを悪くしたりする恐れがあります。

廃油は固化するなど工夫して処分しましょう。調理後のフライパン、食器に着いた油汚れはキッチンペーパーなどで拭き取ってから洗うようにしましょう。

水洗トイレには水に溶けやすいトイレトーパー以外のものは流さない

水に溶けやすいトイレトーパー以外のトイレトーパー、紙オムツなどを流すと詰まりの原因になります。

またトイレ用掃除シートはトイレトーパーと比較すると水に溶けにくいいため、できるときはごみとして捨てるようにしましょう。

●有害・有毒・危険物は流さない
ガソリン・シンナー・アルコール類など揮発性や引火性の高い溶剤などの危険物は絶対に流さないでください。

雨水を汚水管に流していませんか

下水管や汚水管を溶かしたり、火災の原因になったりする恐れがあります。下水処理水の質が悪化する、その分きれいな水になるまでに多くの費用と時間がかかります。

下水道は快適な生活環境をつくる、大切な公共の財産です。一人ひとりが心がけ、大切に使いましょう。

皆様がトイレ・台所・風呂などで使用した排水は、下水道処理場で処理して川や海に放流しています。しかし雨の日は晴れの日に比べ、下水道処理場に流れ込む汚水量が倍以上になることがあり、処理されない水が流れることがあります。

原因として、次のようなことが考えられます。

- 雨どいが誤って汚水管に繋がれている。
- 庭などに降った雨水が汚水管に流れ込んでいる。
- 汚水管に接続している外流しから、雨水が流れ込んでいます。

注意してください

●雨どいは「汚水管」や「汚水ます」に絶対に接続しない。

●外流しの上に屋根がない場合は降雨時には「栓」をし、蓋をする。

嵐山町の公共下水道は、汚水と雨水を別々に処理する「分流式」です。そのため、汚水と雨水と一緒に流すことはできません。雨水が汚水管へ流入していませんか、確認しましょう。

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎62-0728

町おこしディレクターだより vol.11

町有林木材の利活用を始めました



製品として生まれ変わった町有林の材



完成品として積み重ねられた丸太

嵐山町の皆さま。町おこしディレクターの神岡です。新年、明けましておめでとうございます。昨年はお世話になりました。本年もよろしくお祈りします。

11月の「嵐山渓谷紅葉まつり」では1日だけ出店をさせていただきました。笛吹峠の町有林で伐倒を実施し、毛呂山町にある工房にて加工をし、冬期シーズンにぴったりなものを成形しました。

この材料は、嵐山町の人々に育てられ、現代の30〜40代世代が管理をしています。

4月からまた皮むき間伐を開始しますので、ぜひ町民の方のご参加をお待ちしております。

引き続き、嵐山町の営業を頑張ります！



伐倒風景

※皮むき間伐とは人工林の管理手法の一つ。4月〜9月までの成長段階の樹皮を剥ぎ、立ち枯れを誘因します。

また、大規模重機や林道整備が少なく済むため、挑戦しやすいのも大きな特徴です。



伐倒した材は、⇒のようになら積み重ねます。ぜひぜひ、ご興味のある方や木材の匂いに癒された方は、作業をご一緒しませんか。

町おこしディレクターとは、嵐山町版地域おこし協力隊です。観光協会と地域支援課が協力しながら行っている事業です。問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62-2152